

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務番号・業務名

7文世第19号 長崎歴史文化博物館バックヤードWi-Fi環境整備業務委託

(2) 業務内容

長崎歴史文化博物館の収蔵庫・文書収蔵庫等バックヤードエリアにおいて、令和5・6年度に整備した「ながさきミュージアムネットワークシステム」の収蔵品管理システムを利用するためのWi-Fi環境整備を行う。
(詳細は仕様書のとおり)

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月15日(木)まで

(4) 履行場所

長崎歴史文化博物館(長崎市立山1-1-1)

(5) 入札の日時及び場所

〔入札日時〕令和7年6月23日(月) 10時00分開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟6階 603会議室(長崎市尾上町3-1)

〔提出方法〕直接(電送及び郵送による入札は認めない。)

当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

(6) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに質問書(様式1)にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課 文化企画班 FAX:095-829-2336

〔提出期限〕令和7年6月9日(月) 17時00分

回答については令和7年6月11日(水) 17時までに県ホームページにて行います。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

ウ 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要であること。

入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事 大石賢吾 宛とすること。

入札書(様式2)

封筒(様式2-2)

委任状(様式3)

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を令和7年6月20

日（金）の15時までに、県が発行する納付書により最寄の金融機関にて納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和7年6月20日（金）の午後3時までに提出したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

- ・入札保証金免除申請の際は、（様式4）を使用すること。

(イ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、令和7年6月27日として下さい。
- ・現金を納付する場合は、納付書を発行しますので、令和7年6月18日（水）17時までに納付額を申し出て下さい。納付後、令和7年6月20日（金）の午後3時までに銀行の領収印が押された領収書の写しを提出して下さい。
- ・契約実績により入札保証金の免除を希望される場合は、契約実績の内容確認を行いますので、令和7年6月18日（水）17時までに提出して下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 入札回数は3回までです。第1回目の開札で落札者が決定しない場合、ただちに再度入札を行います。3回の入札でも決定しない場合は、最低価格入札者と随意契約（見積徴収）による契約を締結する場合がありますので、入札書は複数枚ご準備ください。

(12) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から5日以内（初日を含み県の休日を含まない）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本業務に関する令和7年5月30日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

- 〔住所〕〒850 - 8570 長崎市尾上町3番1号
- 〔名称〕長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課 文化企画班
- 〔電話〕095 - 895 - 2768

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和7年6月12日（木）までの間（県の休日を除く）

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕〒850 - 8570 長崎市尾上町3番1号

〔名 称〕長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課 文化企画班

〔電 話〕095 - 895 - 2768